**「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」の**

**運用状況について**

平成31年１月

大阪府　青少年・地域安全室　治安対策課

**目　　　次**

|  |  |
| --- | --- |
| はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|  |  |
| 第一章　大阪府子どもを性犯罪から守る条例の運用状況 |  |
| １．条例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
|  |  |
| ２．子どもの安全確保に関する啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| (1)内容 |  |
| (2)活動実績 |  |
|  |  |
| ３．規制を行う行為及び配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| (1)内容 |  |
| (2)大阪府内における13歳未満に対する声かけ等事案の認知件数 |  |
| (3)検挙件数（平成24年10月～平成30年3月） |  |
|  |  |
| ４．住所等の届出制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| (1)内容 |  |
| (2)届出の状況（平成24年10月～平成30年3月） |  |
| (3)過料の適用件数 |  |
| (4)届出率 |  |
|  |  |
| ５．社会復帰支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| (1)内容 |  |
| (2)社会復帰支援制度のフロー |  |
| (3)運用状況（平成24年10月～平成30年3月） |  |
|  |  |
| 第二章　社会復帰支援の効果などに関する考察 |  |
| １．インタビュー調査の目的と内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| (1)インタビューと調査結果の概要 |  |
| (2)受援前・後のイメージの変化から見た社会復帰支援の効果 |  |
| (3)事件の動機・背景などから見た社会復帰支援の効果 |  |
| 　　社会復帰支援員のコラム① |  |
| 　　社会復帰支援員のコラム② |  |
| (4)社会復帰支援を受けていない対象者の特徴 |  |
| 　　　　　社会復帰支援員のコラム③ |  |
|  |  |
| 第三章　社会復帰支援制度の今後の課題 | 23 |
|  |  |
| 大阪府の社会復帰支援制度～これまでの５年、これからの５年 | 26 |
|  |  |
| ＜参考＞ |  |
| 大阪府子どもを性犯罪から守る条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| 性犯罪認知件数の推移等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 32 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**はじめに**

次代の社会を担う子どもが、健やかに成長し、安全に安心して暮らせることは府民全ての願いです。

しかしながら、子どもの心身に重大な被害を及ぼす犯罪が後を絶たず、とりわけ子どもに対する性犯罪は、その人権と尊厳を踏みにじる決して許すことのできない犯罪であり、身体的及び心理的に深刻な影響を与え、子どもの健やかな成長を著しく阻害するばかりでなく、その家族はもとより地域社会にも重大な影響を及ぼすことになります。また、犯罪に至らないまでも、子どもや保護者、地域社会に不安を与える事象も少なくありません。

大阪府においては、これらの状況を踏まえ、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指し、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」を制定し、平成24年10月1日に施行しました。

本条例では、13歳未満の子どもに対し、不安を与える行為及び威圧する行為等を禁止するとともに、これらの行為の発見者に通報等の努力義務を設けました。

また、18歳未満の子どもに性犯罪を行い、刑事施設に服役の上、刑期の満了の日から５年を経過しない者で府の区域内に住所を定めた者に対して住所等の届出義務を課すとともに、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行ってきました。

社会復帰支援は、刑期を満了した者に対する「再犯防止」という目的を有していますが、自分の課題を自覚し、自らの行いをみつめなおす場としての機能もあります。

本書は、条例施行から５年が経過したのを契機に、これまでの運用状況等を取りまとめたものです。

今回の取りまとめを踏まえ、大阪府としては、関係機関・団体等とより一層連携し、子どもに対する性犯罪の未然防止の取組みを、引き続きしっかり進めてまいります。

**第一章　大阪府子どもを性犯罪から守る条例の運用状況**

１.条例の概要（平成24年10月1日施行、平成26年10月及び平成29年11月一部改正）

《趣旨・目的》

○次代の社会を担う子どもが、健やかに成長し、安全に安心して暮らせることは、府民全ての願いである。しかしながら、子どもの心身に重大な被害を及ぼす犯罪が後を絶たず、とりわけ子どもに対する性犯罪は、その人権及び尊厳を踏みにじる決して許すことのできない犯罪であり、身体的及び心理的に深刻な影響を与え、子どもの健やかな成長を著しく阻害するばかりでなく、その家族はもとより地域社会にも重大な影響を及ぼすことになる。

○本条例は、子どもに対する性犯罪を未然に防止するため、子ども、保護者、地域に不安を与える行為等への規制や刑期満了者に対する対応などを行い、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会、すなわち、子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

**《子どもの安全確保に関する啓発等》**

**●府の責務**

・府は、市町村、事業者、府民等と連携して、社会全体で子どもを性犯罪から守るために必要な施策を実施する責務を有する。

・府は、事業者及び府民が、子どもを性犯罪から守るために行う自主的な活動を促進するため、必要があると認めるときは、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

**●啓発活動等**

・府は、子どもに対する性犯罪を未然に防止し、その安全を確保することについて、府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を推進するものとする。

・府は、子どもを性犯罪から守るための教育を充実するよう努めるものとする。

**《社会復帰支援・住所等の届出制度》**

●**住所等の届出義務**

子ども（18歳未満）に対する性犯罪（※６）を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から5年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものは、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

《届出事項》

氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、

刑期の満了した日

・届出事項に変更が生じた場合

届出事項変更の届出

・届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

　　　5万円以下の過料

●**社会復帰に関する支援**

・知事は、届出を受けたときは、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行うものとする。

・社会復帰支援を行うに当たっては、社会復帰支援対象者の意に反して、その家族、近隣住民その他の関係者にその事情を知られないよう十分配慮しなければならない。

**《規制を行う行為及び配慮事項》**

**●不安を与える行為の禁止**

何人も、親権者、未成年後見人、学校等の職員その他の者で現にその**監督保護をするもの（以下「監督保護者」という。）が直ちに危害の発生を防止することができない状態(※1)**にある13歳未満の者に対し、挨拶、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一　**甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。(※2)**

二　**義務のない行為を行うことを要求すること。(※3)**

**●威迫する行為等の禁止**

　何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある13歳未満の者に対し、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一　**いいがかりをつけ、又はすごむこと。(※4)**

二　**身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうこと。**

**(※5)**

**●罰則**

次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一　常習として不安を与える行為を行った者

ニ　威迫する行為等を行った者

**※1**（例えば）監督保護者が身近におらず、13歳未満の者だけで登下校している状態や、監督保護者が身近にいる場合であっても、トイレに行っているなど13歳未満の者を監護できない、注意を払えない状態など。

**※2**（例えば）一人で遊んでいる女の子に「おもちゃを買ってあげるよ。」と声をかけて、惑わす行為など。

**※3**（例えば）一人で遊んでいる女の子に近づいて、「名前と住所教えて」と義務のないことを要求する行為など。

**※4**（例えば）子どもが見てもいないのに、「お前、見たな。何、人の顔見ているんや。」と、声を荒げていいがかりをつける行為など。

**※5**（例えば）下校中の小学生に近づき、ランドセルに手をかける行為など。

※６ 子ども（18歳未満）に対する性犯罪

○強制わいせつ罪　○強姦罪又は強制性交等罪

○準強制わいせつ罪、準強姦罪又は準強制性交等罪

○監護者わいせつ及び監護者性交等罪

○集団強姦罪

○強制わいせつ致死傷罪、準強制わいせつ致死傷罪、強姦致死傷罪又は強制性交等致死傷罪、準強姦致死傷罪又は準強制性交等致死傷罪、監護者わいせつ及び監護者性交等致死傷罪、集団強姦致死傷罪

○営利目的等略取及び誘拐罪（わいせつ目的の場合）　○強盗強姦罪又は強盗・強制性交等罪、強盗強姦致死罪、

強盗・強制性交等致死罪

○常習強盗強姦罪又は常習強盗・強制性交等罪

○児童ポルノ製造罪

※未遂罪の規定がある罪については、未遂罪も対象

2．子どもの安全確保に関する啓発活動

(1)内容

　　子どもに対する性犯罪を未然に防止し安全を確保することについて、府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を推進している。また、被害を受けた子ども及びその関係者の名誉又は平穏な生活を害することのないように十分配慮した上で、性犯罪に関する情報提供に取り組んでいる。

(2)活動実績

社会全体で子どもの安全確保が図られるよう、民間事業者、府民の協力のもとに、次のとおり、　こども１１０番運動の展開や啓発物品の作成・配付、各種媒体を介しての広報啓発等に取り組んでいる。

・　こども１１０番運動、「５つの約束」、子どもの安全見まもり隊

・　民間事業者とタイアップした防犯ブザーや啓発用クリアファイル等の作成・配付

・　府内教育機関向けの「子どもの安全安心」に関する啓発用DVDの作成・配付

・　治安対策課ホームページに性犯罪に関する専用サイトの開設

・　子ども防犯大使による啓発、子ども向けの被害防止マニュアルの作成・配付　　　など

　〇こども１１０番運動「５つの約束」　　　　　　　〇防犯ブザー（平成３０年度配付分）



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇啓発用DVD



　〇こども１１０番運動「ロゴ」　　　○子どもの安全見まもり隊

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「青色防犯パトロール」





3．規制を行う行為及び配慮事項

(1)内容

　　13歳未満の子どもに対し、不安を与える行為（第八条）及び威圧する行為等（第九条）を禁止するとともに、これらの行為の発見者に通報等の努力義務を設けている。

（2）大阪府内での13歳未満に対する声かけ等事案の認知状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 平成２４年 | 平成２５年 | 平成２６年 | 平成２７年 | 平成２８年 | 平成２９年 | 平成３０年 |
| 件数 | ６２４ | ６１７ | ６７９ | ８４２ | ７８１ | ８３４ | １６０ |

※１　「声かけ等」とは、性犯罪の前兆事案とみられる声かけ、つきまとい等をいう。

※２　平成30年は1月～３月までの件数（暫定値）。

（3）検挙件数（平成24年10月～平成30年３月）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第八条第一号関係 | 第八条第二号関係 | 第九条第一号関係 | 第九条第二号関係 | 計 |
| 検挙件数 | ０ | ０ | ０ | ７ | ７ |

＊第八条、第九条の規制行為の詳細ついてはP2の※２～※５参照

4．住所等の届出制度

(1)内容

18歳未満の者に対し、強制わいせつ等の性犯罪を行い、これらの罪に係る刑期の満了の日

から５年を経過しない者で大阪府内に住所を定めた者に対し、府内に住所を定めた日から14日以内に、知事への住所等の届出義務を課している。

　 住所等の届出を義務としているのは、満期出所した性犯罪者を、後記５の再犯防止のための社会復帰支援制度に可能な限りつなげられるようにすることを目的としている。

|  |
| --- |
| （定義）第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一　子ども　十八歳未満の者をいう。二　性犯罪　次に掲げる罪をいう。（※）イ　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条から第百八十一条まで、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条に係る部分に限る。）、第二百四十一条第一項及び第三項並びに第二百四十三条（同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）の罪ロ　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（刑法第二百四十一条第一項の罪に係る部分に限る。）の罪ハ　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第七条第四項の罪ニ　イからハまでに掲げるもののほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪（住所等の届出義務）第十二条　子どもに対し、第二条第二号イからハまでに掲げる罪を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から五年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものは、規則で定めるところにより、当該住所を定めた日から十四日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。一　氏名二　住所三　性別四　生年月日五　連絡先六　届出に係る罪名七　刑期の満了した日２　前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、その日から十四日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。３　第一項の規定による届出をした者が新たに府の区域外に住所を定めることとなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。（罰則）第十八条　第十二条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。 |

※ 第二条第二号に規定する「性犯罪」の罪名については、Ｐ２【※６ 子ども（18歳未満）に対する性犯罪】のとおり。

(2)届出の状況（平成24年10月～平成30年３月）

1. 年度別の届出者数

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 平成24年度(10～3月) | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計 |
| 人数 | 8名 | 21名 | 11名 | 32名 | 24名 | 25名 | 121名 |
| 比率 | 7％ | 17％ | 9％ | 26％ | 20％ | 21％ | 100％ |

※比率は小数点以下を四捨五入（以下、同じ）

1. 年代別の届出者数

30歳代、40歳代の届出が多く、この年代で全体の約６割を占めている。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 合計 |
| 人数 | 18名 | 35名 | 37名 | 21名 | 7名 | 3名 | 121名 |
| 比率 | 15％ | 29％ | 31％ | 17％ | 6％ | 2％ | 100％ |

※年代は届出時の年齢（以下、同じ）

1. 主要罪名別の届出者数

　 強制わいせつが過半数を占めており、続いて強姦、児童ポルノの順である。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主要罪名年代 | 強制わいせつ | 強姦 | 集団強姦 | 強盗強姦 | 略取誘拐 | 児童ポルノ | 合計 |
| 20代 | 12名 | 3名 | 1名 | 1名 |  | 1名 | 18名 |
| 30代 | 20名 | 6名 |  | 2名 | 2名 | 5名 | 35名 |
| 40代 | 19名 | 11名 | 1名 |  | 1名 | 5名 | 37名 |
| 50代 | 12名 | 8名 |  |  | 1名 |  | 21名 |
| 60代 | 4名 |  |  |  |  | 3名 | 7名 |
| 70代 | 3名 |  |  |  |  |  | 3名 |
| 人数 | 70名 | 28名 | 2名 | 3名 | 4名 | 14名 | 121名 |
| 比率 | 58％ | 23％ | 2％ | 2％ | 3％ | 12％ | 100％ |

|  |
| --- |
| ＜主要罪名・凡例＞　※個々の主要罪名に（　　）内の罪名を集約し、計上。　○強制わいせつ（強制わいせつ、準強制わいせつ、強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ致死傷、　　強制わいせつ未遂、準強制わいせつ未遂）　○強姦（強姦、準強姦、強姦致死傷、準強姦致死傷、強姦未遂、準強姦未遂）　○集団強姦（集団強姦、集団強姦致死傷、集団強姦未遂）　○強盗強姦（強盗強姦、強盗強姦致死、常習強盗強姦、強盗強姦未遂）　○略取・誘拐（営利目的等略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐未遂）　○児童ポルノ（児童ポルノ製造罪）　　また、届出の罪名が複数あった場合は、罰則が最も重い罪名を主要罪名とした。　　（例）届出の罪名が、強姦と強制わいせつの場合、主要罪名は罰則の重い「強姦」で計上。 |

1. 仮出所者・満期出所者別の届出者数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 仮出所者※ | 満期出所者 | 合計 |
| 人数 | 80名 | 41名 | 121名 |
| 比率 | 66％ | 34％ | 100％ |

※ここでいう「仮出所者」とは、刑事施設から仮釈放された後に刑期満了となった者をさす。（以下、同じ）

1. 変更届等の届出者数

|  |  |
| --- | --- |
| 知事への届出後における変更届の内容 | 人数 |
| 第12条第2項（変更届） | 府内での住所変更（連絡先等含む） | 19名 |
| 第12条第3項（転出届） | 府外への転出 | 5名 |

※届出者が大阪府外に転出した場合は、後記5の「社会復帰支援制度」の対象外となる。

(3)過料の適用件数

　　平成24年10月1日から平成30年３月31日までの概ね５年間において、条例第18条に規定する過料の適用はなかった。

(4)届出率

　　法務省（大阪刑務所、滋賀刑務所、加古川刑務所、大阪保護観察所、大阪保護観察所堺支部）の協力により提供された、平成30年１月１日から同年６月30日までの期間内に刑期満了となった者で、かつ、条例第12条第1項に規定する住所等の届出義務を有すると見込まれた者（※）の人数から、届出率を調査した結果は次のとおりであった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 仮出所者 | 満期出所者 | 合計 |
| 法務省で把握した人数※ | ８名 | １１名 | １９名 |
| 大阪府に届出した人数 | ５名 | ７名 | １２名 |
| 合計 | ６３％ | ６４％ | ６３％ |

※出所時等に帰住地を「大阪府」と申告した人数。

５．社会復帰支援制度

(1)内容

住所等の届出を受けたときは、訪問等により届出の内容を確認した上で、社会復帰支援対象者

（以下「対象者」という。）に対し、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行っている。

|  |
| --- |
| （社会復帰に関する支援）第十三条　知事は、前条第一項の規定による届出を受けたときは、訪問等により届出の内容を確認した上で、その確認が得られた者（以下「社会復帰支援対象者」という。）に対し、社会復帰に関する相談その他必要な支援（以下「社会復帰支援」という。）を行うものとする。2　社会復帰支援を行うに当たっては、社会復帰支援対象者の意に反して、その家族、近隣住民その他の関係者にその事情を知られないよう十分配慮しなければならない。 |

(2)社会復帰支援制度のフロー

全国の刑事施設（刑務所等）において、条例（住所等の届出義務、社会復帰支援）の周知

【届出書類】

1．届出書（記載事項）

 ①氏名 ②住所 ③性別 ④生年月日 ⑤連絡先 ⑥届出に係る罪名 ⑦刑期の満了日

2．同意書

 　届出書に記載されている「⑥罪名」、「⑦刑期満了日」について、府が刑事施設に確認することの本人の同意

届出

【支援の方向性を確定】

タイプⅠ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　タイプⅡ

カウンセリングと社会生活サポートが必要

社会生活サポートが必要

支援拒否

専門的な治療が必要

専門機関(治療等に関する)を紹介

関係機関を紹介

求める支援に応じ

関係機関を紹介

・社会生活サポート

（市町村等の福祉サービス等既存の施策を紹介。本人の希望があれば、市町村等へのつなぎを実施。）

　ケース会議 　　　　　1　必要に応じて開催

　　　　　　　　　　　 　　　　2　結果を支援に反映

　　　　　　　　　　　　 　　　3　検討事項は、①支援の方向性　②支援の内容

・カウンセリング

（性加害に焦点をあてたカウンセリング）

・社会生活サポート

（タイプⅡ参照）

・支援理解への働きかけ

（支援に対する正しい理解が得られるように働きかけを行い、支援に繋げる。）

社会復帰支援

届出内容の確認

刑事施設　■同意書（写し）を添付の上、刑事施設へ照会し、同施設からの回答により、上記「⑥罪名」「⑦刑期満了日」を確認

訪問等　 ■その他の届出書記載事項について確認

* 社会復帰支援員は、府職員のほか、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等から大阪府知事が委嘱した者で構成している。
* 届出を受理した後、府職員等が訪問等により届出内容を確認するとともに、刑期満了から5年間は無料で社会復帰支援員による相談等の支援を受けることができるなど、制度の詳細な説明を行っている。

　なお、刑事施設や保護観察所のほか、大阪府警にも、対象者に対して制度の説明を依頼している。

* 社会復帰支援は上記のフロー図のとおり、カウンセリングを中心としており、そのカウンセリングについては、対象者それぞれの状況に応じて、府独自の専門プログラム（愛称：通天４９※）のコンテンツを組み合わせて実施している。

　なお、原則として、平日10時から18時まで支援を行っているが、就労等の理由により平日に都合のつかない対象者には、平日のこの時間以外、また、土・日・祝日も行っている。

※　通天４９

　　　リラプスプリベンション（再発防止）アプローチとグッドライフモデル（ニュージーランドの心理学者

　　　Tony wardらが提唱した性犯罪の立ち直りに特化したモデルプラン）を融合させた支援テキスト

(3)運用状況（平成24年10月～平成30年3月）

1. 年度別の支援率、対象者数及び支援回数等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 届出者数① | 新規対象者数②（累計） | 支援率（②÷①） | 年度別　対象者数※ | 延支援回数 | 月平均支援回数 |
| 平成24年度(10～3月) | 8 | 5（5） | 63％ | 5 | 14 | 2.3 |
| 平成25年度 | 21 | 12（17） | 57％ | 17 | 84 | 7 |
| 平成26年度 | 11 | 5（22） | 45％ | 15 | 94 | 7.8 |
| 平成27年度 | 32 | 13（35） | 41％ | 21 | 137 | 11.4 |
| 平成28年度 | 24 | 10（45） | 42％ | 24 | 175 | 14.6 |
| 平成29年度 | 25 | 4（49） | 16％ | 23 | 174 | 14.5 |
| 合計 | 121 | 49 | 40％ | 105 | 678 | 10.3 |

※「年度別対象者数」とは、当該年度中に社会復帰支援を受けた人数を示す。

　（例　平成28年度末までに届出をした者のうち、社会復帰支援を受けた者の累計は45名であったが、同年度中に社会復帰支援を受けた者は24名であった。この24名中10名は、平成28年度に新規に社会復帰支援を受けた者である。）

※年度別の延支援回数の内訳



合計84回

合計94回

合計137回

合計175回

合計174回

1. 年代別の対象者数及び支援率

対象者数では、住所等の届出が多い30歳代と40歳代が多く、支援率（届出者のうち支援を受けた対象者の割合）では60歳代が最も高い。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 合計 |
| 対象者数（届出者数） | 8名（18名） | 14名（35名） | 15名（37名） | 8名（21名） | 4名（7名） | 0名（3名） | 49名（121名） |
| 支援率 | 44％ | 40％ | 41％ | 38％ | 57％ | 0％ | 40％ |





　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※社会復帰支援を受けた４９名の年代別の割合を示す。

1. 主要罪名別・年代別の対象者数及び支援率

主要罪名別では、対象者は強制わいせつが最も多い。また、支援率は60歳代が最も高い。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 罪種 | 強制わいせつ | 強姦 | 集団強姦 | 強盗強姦 | 略取誘拐 | 児童ポルノ | 合計 |
| 20代（対象者数） | 7名 | 0名 | 0名 | 0名 |  | 1名 | 8名 |
| （届出者） | （12名） | （3名） | （1名） | （1名） | （1名） | （18名） |
| 支援率 | 58％ | 0％ | 0％ | 0％ | 100％ | 44％ |
| 30代（対象者数） | 9名 | 2名 |  | 0名 | 2名 | 1名 | 14名 |
| （届出者） | （20名） | （6名） | （2名） | （2名） | （5名） | （35名） |
| 支援率 | 45％ | 33％ | 0％ | 100％ | 20％ | 40％ |
| 40代（対象者数） | 9名 | 4名 | 0名 |  | 0名 | 2名 | 15名 |
| （届出者） | （19名） | （11名） | （1名） | （1名） | （5名） | （37名） |
| 支援率 | 47％ | 36％ | 0％ | 0％ | 40％ | 41％ |
| 50代（対象者数） | 5名 | 2名 |  |  | 1名 |  | 8名 |
| （届出者） | （12名） | （8名） | (1名) | （21名） |
| 支援率 | 42％ | 25％ | 100％ | 38％ |
| 60代（対象者数） | 2名 |  |  |  |  | 2名 | 4名 |
| （届出者） | （4名） | （3名） | （7名） |
| 支援率 | 50％ | 67％ | 57％ |
| 70代（対象者数） | 0名 |  |  |  |  |  | 0名 |
| （届出者） | （3名） | （3名） |
| 支援率 | 0％ | 0％ |
| 対象者数 | 32名 | 8名 | 0名 | 0名 | 3名 | 6名 | 49名 |
| 届出者 | （70名） | （28名） | （2名） | （3名） | （4名） | （14名） | （121名） |
| 支援率 | 46％ | 29％ | 　0％ | 　0％ | 　75％ | 43％ | 40％ |

1. 支援期間別の対象者数

対象者49名のうち、支援の期間が３年未満の者で約９割を占めている。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支援期間 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 対象者数(全体の割合) |
| 6ヶ月未満 | 3名 | 2名 | 5名 | 4名 | 2名 | 16名(33%) |
| 6ヶ月以上1年未満 | 1名 | 2名 | 3名 | 1名 |  | 7名(14%) |
| 1年以上1年半未満 | 1名 | 4名 | 1名 | 1名 | 1名 | 8名(16%) |
| 1年半以上2年未満 | 2名 | 1名 |  | 1名 |  | 4名(8%) |
| 2年以上2年半未満 |  |  | 3名 |  | 1名 | 4名(8%) |
| 2年半以上3年未満 | 1名 | 1名 | 2名 |  |  | 4名(8%) |
| 3年以上3年半未満 |  |  |  |  |  |  |
| 3年半以上4年未満 |  |  |  | 1名 |  | 1名(2%) |
| 4年以上4年半未満 |  | 2名 |  |  |  | 2名(4%) |
| 4年半以上5年未満 |  | 2名 | 1名 |  |  | 3名(6%) |
| 合計 | 8名（16％） | 14名（29％） | 15名（31％） | 8名（16％） | 4名（8％） | 49名（100％） |

1. 支援回数別の対象者数

対象者49名のうち、支援回数が30回以下の者で約９割を占めている。

|  |  |
| --- | --- |
| 支援回数 | 対象者数 (全体の割合) |
| 1回 | 11名(22%) |
| 2回 | 4名(8%) |
| 3～5回 | 6名(12%) |
| 6～10回 | 6名(12%) |
| 11～15回 | 8名(16%) |
| 16～20回 | 5名(10%) |
| 21～30回 | 5名(10%) |
| 31～40回 | 0名(0%) |
| 41～50回 | 1名(2%) |
| 51～60回 | 1名(2%) |
| 61～70回 | 0名(0%) |
| 71～80回 | 1名(2%) |
| 81～90回 | 1名(2%) |
| 合計 | 49名 |

1. 社会復帰支援を受けていない理由

社会復帰支援を受けていない72名から支援を受けない最たる理由について確認したところ、「仕事などで忙しくて行けない」が約３割と最も多く、次いで「社会復帰支援制度に否定的」「相談するほど困っていない」などが続いた。



|  |  |
| --- | --- |
| 理由 | 人数 |
| 1. 仕事などで忙しい | 24名 |
| 2. 社会復帰支援制度に否定的（※） | 16名 |
| 3.　相談するほど困っていない | 14名 |
| 4.　他に相談できる人（機関）がある | 7名 |
| 5.　不明 | 6名 |
| 6.　届出後すぐ府外に転居 | 3名 |
| 7. 疾病のため外出困難 | 2名 |
| 合計件数 | 72名 |

※「社会復帰支援制度に否定的」とは、具体的には「カウンセリングに効果があるとは思えない」「行政が信用できない」など。

**第二章　社会復帰支援の効果などに関する考察**

　本章は、性加害に焦点をあてた大阪府独自の専門プログラムと自立に向けた社会生活サポートを組み合わせた社会復帰支援制度について、社会復帰支援員に委嘱した臨床心理士、ソーシャルワーカー等の専門家が専門的見地からインタビュー調査や数的データを基に、その効果等の分析を行ったものである。

１．インタビュー調査の目的と内容

**【調査の目的】**

**“はたして、社会復帰支援には効果があるのだろうか？”**と気になる人も少なくないであろう。効果を明確に示す一般的な方法としては再犯率から統計的に分析することが考えられるが、今回はデータ数が少ないことを勘案し、支援を受けた対象者に「支援を受ける前と受けた後の社会復帰支援に対するイメージの変化」のほか、「支援を受けて役に立ったと感じたところ」などのインタビューを行い、その結果から、社会復帰支援の効果について明らかにすることとした。

**【調査の内容】**

1. 対象者：条例施行の平成24年10月～平成３０年３月までの間に、社会復帰支援を受けた者のうち、インタビュー調査に協力が得られた9名。
2. 調査時期：平成30年４月～７月。
3. 方法：主に次の項目について質問し、対象者の回答内容に応じて、詳細に質問していくインタビュー形式。インタビュー時間は１名につき60分～90分。
	1. 社会復帰支援を知った時と実際に受けた後で、印象はどのように違っていますか？
	2. 社会復帰支援は自分の役に立っていると思いますか？どのようなところが役にたっていますか？
	3. 社会復帰支援を受けてから、再犯の不安(性衝動)が起きた時はどうしていますか？
	4. 社会復帰支援がもっと役に立つためにはどのようにすればいいと思いますか？
	5. 社会復帰支援の５年間という期間について、どう思いますか？５年経った後、どのようなサポートがあるといいと思いますか？

□　インタビュー調査・分析にあたった社会復帰支援員（敬称略・五十音順）　□

　　・上利　博美　・安藤　麻紀　・今井　由樹子　・奥田　剛士　・川口　優子

　　・中村　又一　・毛利　真弓

□　インタビュー調査・分析に係るスーパーバイズにあたった専門員（敬称略）　□

　　・藤岡　淳子



（２）事件の動機・背景などから見た社会復帰支援の効果

社会復帰支援の効果については、インタビュー調査で受援前・後のイメージの変化で見たとおり、

対象者９名全員がマイナスイメージからプラスイメージに変化しており、結果的に再犯防止に役立っ

ていると認められた。ここでは、対象者のイメージの変化という視点からではなく、事件を起こした動機や背景などを明らかにした上で、社会復帰支援の効果について分析してみた。

対象者９名全員の共通点をまとめると下図（15ページ図含む）のとおりであった。

ストレス・トラウマ

**事件前**

暴力的な性の空想などで、ストレスを紛らわす

* 現実と空想の区別がつかなくなる
* 性加害に及んでみたくなる

事件

**【事件の動機・背景】**

彼らには、①人とのつながり感が断たれて孤立していたり、②職場や学校などに馴染めず、また、失恋や受験の失敗で挫折したりして自信を失くしてしまっていたり、③自分自身が性被害、いじめやハラスメントの被害に遭っていたり、という共通点が見られた。そして、それらは、当時、家族などから見ると、これまでと全く変わりなく見えていたり、あるいは、本人が好き勝手をしているように見えていたのかもしれない。しかし、近しい人たちの気づかないところで、事件の伏線となることは起きていたと見られる。

それは、本人がひとりのときアダルトビデオを観たり、あるいは、頭の中で性的な空想を巡らしたりしていると、それがストレス発散や現実逃避の手段として機能し始め、ストレスが高まっていくにつれ、次第に暴力性を帯びるようになっていったようである。そして、本人も知らず知らずのうちに性と暴力とのつながりが強まり、「現実と空想の区別がつかなくなる」「実際に性加害をやってみたくなる」状態へと進んでいったと考えられる。そうした状況を誰にも相談することはできず、誰も知られないままに、歯止めがきかない状態となり、加害行動に及んだと見られた。

　これから、９人中４人の詳細を示す。

**【服役】**刑務所内で性犯罪者処遇プログラムを受けたと話した人が８名いた。プログラムは、おおよそ６名～８名の性加害者を集めて、事件に至った原因やその対策を話し合うグループ形式となっている。グループでは、強姦をやった人や強制わいせつをやった人、子どもにわいせつ行為をやった人など、色んな種類の性犯罪を犯した人が交わっている。そのためか、「プログラムで気づきがあった」と答えた対象者が５名いた一方で、「プログラムでは話しづらかった」という対象者も３名いた。性犯罪を犯した対象者にとって、 “子どもにやった”というのは“言いにくい犯罪”のようである。グループで言いづらさを感じた対象者は、社会復帰支援の個別カウンセリング形式で受けたいと感じるようだ。

服役

**【服役】**刑務所内で性犯罪者処遇プログラムを受けたと話した人が８名いた。プログラムは、おおよそ６名～８名の性加害者を集めて、事件に至った原因やその対策を話し合うグループ形式となっている。グループでは、強姦をやった人や強制わいせつをやった人、子どもにわいせつ行為をやった人など、色んな種類の性犯罪を犯した人が交わっている。そのためか、「プログラムで気づきがあった」と答えた対象者が５名いた一方で、「プログラムでは話しづらかった」という対象者も３名いた。性犯罪を犯した対象者にとって、 “子どもにやった”というのは“言いにくい犯罪”のようである。グループで言いづらさを感じた対象者は、社会復帰支援の個別カウンセリング形式で受けたいと感じるようだ。

**【満期出所後・社会復帰支援】**社会復帰支援を受ける対象者のうち、社会復帰支援の良さとして「同じ目線で」関わってくれる「何でも話せる」と答えた人が６名おり、だからこそおいそれと人に言えない悩みを相談するのだと見られる。生い立ちや性的指向についても、偏見なく関わってくれる支援員がいることは、安心して話せる場となる重要なポイントになっているようである。そうして、人に言いづらいこと（犯罪や性癖、借金など）であっても、話すことでストレスの「はけ口になっている」ことは、加害に至りにくくしている要因かもしれない。また、「支援を受けること自体が歯止めになっている」と話した対象者もおり、支援を受けると過去の事件のことを思い出したり、逮捕時や服役中のことを話すことで「また刑務所に入りたくない」という思いを強める効果があるようだ。「アドバイスがもらえる」ことも、「役に立った」ようである。実際、アドバイスを受けて仕事に就けたり、恋人が見つかったり、仲直りできたりということにつながった場合がある。一方で、アドバイスが解決に効果的ではなかったが、それでも良かったという対象者もいるため、困ったときに助けようとしてくれる人がいると感じられることに意味があるようである。

社会復帰支援

* 偏見なく対等に関わってくれる
* 性に関することや事件のことも安心して話せる
* 悩みを吐き出せ、アドバイスをもらえる

再犯防止に

役立っている

服役

満期出所後

**【服役】**刑務所内で性犯罪者処遇プログラムを受けたと話した人が８名いた。プログラムは、おおよそ６名～８名の性加害者を集めて、事件に至った原因やその対策を話し合うグループ形式となっている。グループでは、強姦をやった人や強制わいせつをやった人、子どもにわいせつ行為をやった人など、色んな種類の性犯罪を犯した人が交わっている。そのためか、「プログラムで気づきがあった」と答えた対象者が５名いた一方で、「プログラムでは話しづらかった」という対象者も３名いた。性犯罪を犯した対象者にとって、 “子どもにやった”というのは“言いにくい犯罪”のようである。グループで言いづらさを感じた対象者は、社会復帰支援の個別カウンセリング形式で受けたいと感じるようだ。

**【満期出所後・社会復帰支援】**社会復帰支援を受ける対象者のうち、社会復帰支援の良さとして「同じ目線で」関わってくれる「何でも話せる」と答えた人が６名おり、だからこそおいそれと人に言えない悩みを相談するのだと見られる。生い立ちや性的指向についても、偏見なく関わってくれる支援員がいることは、安心して話せる場となる重要なポイントになっているようである。そうして、人に言いづらいこと（犯罪や性癖、借金など）であっても、話すことでストレスの「はけ口になっている」ことは、加害に至りにくくしている要因かもしれない。また、「支援を受けること自体が歯止めになっている」と話した対象者もおり、支援を受けると過去の事件のことを思い出したり、逮捕時や服役中のことを話すことで「また刑務所に入りたくない」という思いを強める効果があるようだ。「アドバイスがもらえる」ことも、「役に立った」ようである。実際、アドバイスを受けて仕事に就けたり、恋人が見つかったり、仲直りできたりということにつながった場合がある。一方で、アドバイスが解決に効果的ではなかったが、それでも良かったという対象者もいるため、困ったときに助けようとしてくれる人がいると感じられることに意味があるようである。

社会復帰支援

* 偏見なく対等に関わってくれる
* 性に関することや事件のことも安心して話せる
* 悩みを吐き出せ、アドバイスをもらえる

再犯防止に

役立っている

服役

満期出所後

社会復帰支援

* 偏見なく対等に関わってくれる
* 性に関することや事件のことも安心して話せる
* 悩みを吐き出せ、アドバイスをもらえる

再犯防止に

役立っている

**満期出所後**

**服役**

**【社会復帰支援の効果】**

社会復帰支援を受けた対象者のうち、社会復帰支援の良さとして「同じ目線で関わってくれる」「何でも話せる」と答えた対象者が６名おり、だからこそ、おいそれとは人に言えない悩みを相談するのだと見られる。生い立ちや性的指向についても、偏見なく関わってくれる支援員がいることは、安心して話せる場となる重要なポイントになっているようである。そして、人に言いづらいこと（犯罪や性癖、借金など）を、話すことでストレスの「はけ口」になり、加害に至りにくくしている要因と見られる。

また、「支援を受けること自体が再犯の歯止めになっている」と話した対象者もおり、支援を受けると過去の事件のことを思い出したり、逮捕時や服役中のことを話すことで再び刑務所に入りたくないという思いを強める効果があるようだ。「アドバイスがもらえる」ことも役に立っているようで、実際、アドバイスを受けて仕事に就けたり、人間関係が修復できた場合があった。困ったときに助けてくれる人がいると感じられることに意味があるようである。

**【プログラムの受講結果】**

刑務所内で性犯罪者処遇プログラムを受けたと話した対象者が８名いた。プログラムは、おおよそ６名～８名の性加害者を集めて、事件に至った原因やその対策を話し合うグループ形式となっている。グループでは、強姦をした者や強制わいせつをした者、子どもにわいせつ行為をした者など、様々な性犯罪者が混じっている。そのためか、対象者５名は、「プログラムで気づきがあった」と、犯行の動機などを自覚できた旨答えており、プログラムに効果があると感じているようであった。一方で、「プログラムでは話しづらかった」という対象者も３名いた。性犯罪を犯した対象者にとって、“子ども相手だった”というのは“言いにくい犯罪”のようである。

これらのことから、プログラムは再犯防止に有効と考えられるが、子ども対象の性犯罪を犯した者には、事件やその背景について話しやすくする工夫が求められる。

社会復帰支援員のコラム①

これまでの社会復帰支援を振り返ってみて

大阪府社会復帰支援員　川口優子

大阪府社会復帰支援員に就くに際して、筆者の頭に浮かんだのは、“性犯罪を犯した人、しかも子どもに対して性犯罪を犯した人の気持ちが理解できるのか？”ということであった。とにかく、自分とは違い過ぎると感じ、理解するどころか逆に彼らに敵意を抱いてしまうのではないかという不安を覚えながら支援を始め、今に至っている。それから４年弱が経過し、制度の運用状況を取りまとめる機会を得た。そこで、不安を抱きつつも支援をし始めてから今日までの間に、筆者が考え、感じてきたことを振り返ってみたいと思う。

まずはこの制度の主たる役割は言うまでもなく、性犯罪を犯した人を対象に、彼らが再犯しないための支援を行うことが大きな目的である。そのためには、彼らの生きづらさや傷つきといった『被害者性』に寄り添うことも重要であるが、考えや感情の偏りなどの『加害者性』に向き合い、理解し、話をし、再犯しないという責任の自覚を持ってもらうことが重要である。

そして、このように対象者に寄り添ったり一緒に向き合ったりしていると、支援する側も必然的に自分の被害者性や加害者性に向き合うことになる。例えば、加害につながるような考え方や感情の偏りについて話をしている時に＜自分自身はどうなのか？＞という問題に直面したり、被害者に関する話を聞いていると、怒りが湧いてきたり、悲しい気持ちになったりすることもある。筆者も人間なので感情が湧くことは悪いことではないと考えるが、それがコントロールできず落ち込むこともある。その度に、仲間やスーパーバイズの先生から励ましや助言をいただきながら支援を進めてきた。支援を受ける側と同様、支援をする側も自分の加害者性や被害者性に向きあい、戸惑いや不安を抱えながらも自分を少しずつ修正していくことが重要なのだということをつくづく感じる。すると、当初“性犯罪をする人の気持ちは分からない”と感じていた不安も少しずつ軽減されていっているような気がする。

分かりやすく振り返りをするためにＩさんの事例を基に説明させてもらう（あくまで特徴的な部分を組み合わせた事例であることをご承知おきいただきたい)。Ｉさんは、幼い頃からイジメや家族の問題を抱えており、何をするにも自信がなく人目が気になっていた。性犯罪を犯し出所後は、仕事をしようという気持ちはあったが、「やっていく自信がない」「前科がバレると怖い」「他のことで忙しい」など、様々な理由をつけては職探しを始めようとしなかった。筆者は、＜どうして動こうとしないのか？＞とＩさんの気持ちを理解できないことに焦燥感や無力感でいっぱいになることもあった。そうした中、ある時“一緒にハローワークに行きましょうか”と提案してみた。意外にもＩさんは、筆者の同行を快く受け入れ、ハローワークに一緒に行くことになった。そこでＩさんは、「ハローワークに行ったことがなかったから怖かった」「職員と（犯歴を含め）どう話せばいいか分からなかったので行けなかった」と説明してくれた。筆者らは、まずは仕事の検索を一緒に行い、情報を集めて話し合った。するとＩさんは、自分でハローワークの職員に相談し始め、職業訓練校の存在を知るとそのまま訓練校に通い始めた。卒業後は訓練校の紹介で仕事に就き、今ではしんどいと言いながらも頑張って仕事を続けている。

Ｉさんについて振り返ってみると、筆者が“分からない”と自分一人で空回りし、壁を作り、Ｉさんが本当の気持ちについて話す機会を妨げていたのかもしれない。しかし、自分（筆者）の気持ちを周りに相談して助けてもらったり、Ｉさんと一緒に動いてみることで、Ｉさんのみならず筆者自身も少し前進できたように思える。ちなみにIさんは、過去何度も性犯罪を犯し服役してきており、出所しても再犯までの期間が長くて半年ほどであったが、社会復帰支援を受けてからは、出所後２年弱が経過するが再犯していない。今になって思うことだが、Ｉさんが動けなかったのは不安が強かっただけで、必要だったのはその不安に対する理解と、寄り添ってあげる存在だったのかもしれない。それらがない状態で、過去のＩさんは自分の被害者性に囚われ、“できない”と思い込み、そのしんどさを解消するために性犯罪を繰り返していたのではないかと思う。もちろん、しんどいから性犯罪を犯して良い訳では決してないが、誰かとつながり力を借りて社会復帰することができ、それが再犯抑止にもなるのであれば、彼らと社会の双方にとって幸福である。そして、大阪府の社会復帰支援制度がそのつながりの一つとなれるように、支援員として一層努力していきたいと考えている。

社会復帰支援員のコラム②

カウンセリングとソーシャルワークの違い（社会復帰支援員を通して）

大阪府社会復帰支援員　中村又一

社会復帰支援員（以下「支援員」と表記する）は、社会復帰支援対象者（以下「対象者」と表記する）が社会復帰を円滑にできるよう支援することを業務としている。

　支援員は、その専門性を担保するために臨床心理士、ソーシャルワーカー又はこれに相当する高い知識、技能、経験を持ち、研修を受けた者が、大阪府から委嘱されている。

　しかし、支援員たる基礎資格としてカウンセラー（臨床心理士）及びソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）等の専門職の資格について、その違いが今一つ社会で認知されていないように思う。

　そこで筆者なりにカウンセラーとソーシャルワーカーの違いを述べることとする。

　カウンセラーとソーシャルワーカーは、どちらも相談支援という枠組みは変わらないが、両者の理論は、背景や専門性が少し異なっているように思う。

　カウンセリングは心理相談のことを示し、学問的な裏付けのもと、対象者が抱く心配、悩み等を面談その他の方法により対象者自身がそれを解決することを援助する手法のことである。カウンセリングは、内面から支援していくというイメージでとらえてよいのではと思う。

　一方でソーシャルワーク（対人援助技術）の基盤となるのは主に福祉各法であり、この法律に基づいて相談を受けることであり、法的な立場から社会資源を活用し支援していくことである。そして、事情によっては関係機関と連携し、社会福祉援助技術の手法を使って援助していくのがソーシャルワークと解釈している。ソーシャルワークは、外面から支援していくというイメージで捉えることができる。

　支援員が対象者を支援していくには、カウンセラーとソーシャルワーカーとが協働して支援していくことが必要であり、対象者の自立を促すための有効な手段ではないかと考える。

　筆者は、長年福祉事務所においてソーシャルワーカーとして勤務し、相談援助にかかわった経験から、本制度が平成24年10月に施行された当初から現在に至るまで支援員として従事させてもらっている。近年、社会福祉士の有資格者が活躍する領域も広がり、司法関係でも保護観察所や矯正施設において社会福祉士や精神保健福祉士が福祉専門官として活躍するケースが広がりつつある。筆者の支援員としての経験を、新たな次世代の社会福祉士につなげることができれば、本制度の発展と更生保護の観点からも期待できるものと考える次第である。

（３）社会復帰支援を受けていない対象者の特徴

　これまで、社会復帰支援を受けた対象者にインタビュー調査を行った結果から、支援の効果などについて分析した。

　ここでは、より多くの対象者を社会復帰支援につなげるために、“支援を受けた対象者”と“支援を受けていない対象者”を過去5年間の数的なデータから比較し、支援を受けていない対象者の特徴を分析してみた。

1. **「刑期満了日から届出までの平均期間」**

**…**支援を受けていない対象者の方が、支援を受けた対象者よりも、刑期満了日から届出までに時間を要している傾向がある。刑期満了日から、早期の届出が支援につながると考えられる。



1. **「届出受理から訪問までの平均期間」**

**…**支援を受けていない対象者の方が、支援を受けた対象者よりも、届出受理から届出内容の確認のための訪問までに時間を要している傾向がある。届出受理後、対象者と訪問日の調整を行い、可能な限り早期に訪問することが支援につながると考えられる。



1. **「服役回数」**

**…**支援を受けていない対象者の方が、支援を受けた対象者よりも、服役回数が1回目（初めて）の割合が高い傾向にある。これは、初めて服役した者は、罪を清算し、出所したことで、当然「今後、自分は二度と罪を犯さない。再犯しない。」と決意し、そもそも支援の必要性を感じていないのではないかと考えられる。

なお、社会復帰支援員も、初めて服役し、出所してきた対象者に制度説明をする際は、大変神経を使っているのが実情である。



1. **「服役期間」**

**…**比較的長期である３年以上服役している対象者は、支援を受けていない傾向が高い。これは、長期間服役した者は、二度と罪を犯さないという意思を強く持っていると思われ、支援の必要性を感じていないのではないかと考えられる。



1. **「主たる届出罪名」**

**…**強姦は、支援を受けていない対象者と受けた対象者に大きな差が認められた。これは、経験論的知見も含まれるが、強姦は比較的刑期が長いため、前記の「服役期間」と共通する傾向を示していると考えられる。



1. **「刑務所・保護観察所での性犯罪者処遇プログラム受講の有無」**

**…**支援を受けた対象者と受けていない対象者との間に差は認められず、支援を受けていない理由とは直接的な関連はないと考えられる。



【分析結果】

　既述のとおり、社会復帰支援を受けた対象者は、届出を受理した対象者の約４割であった。本条例の趣旨から届出を受理した対象者については、できるだけ支援につなげたいところであるが、そもそも支援を受けるか否かは、対象者本人の自由意思であるうえ、③「服役回数」や④「服役期間」などの分析結果から、支援の必要性を感じていない対象者が存在していると考えられるところから、支援につなげるには一定の限界があると言わざるを得ない。

社会復帰支援員のコラム③

私たち支援員の願い

大阪府社会復帰支援員　奥田剛士

　「この資料を見ていれば、自分は性犯罪をしていなかったと思う。」

これは、インタビュー調査に協力してくれたある対象者の言葉である。そして、その他の対象者からも、次のような言葉があった。

* 事件当時、相談できる人がいれば、犯罪を犯していなかったかもしれない。
* 自分の性癖が絡むことなので、おいそれと人に話せない。でも、自分と同じ境遇の人たちがいると知れただけでも、励まされる。
* 自分以外にもしんどい思いをしている人がいる、犯罪を犯しても更生しようとしている人がいる、更生できている人がいる、という事実を知るだけでも勇気づけられる。
* 高齢になって周りに友達もいなくなるし、いても犯罪のこととかは話せない。でも、ここでは日頃の愚痴とかも言える。こうしたらどうや、とかも言ってくれる。それで自分はスッキリするし、ありがたい。
* 薬物や性犯罪は他の犯罪とは違う。刑務所を出てすぐに社会順応することは難しいと思うので、性犯罪者には、こういうところ（社会復帰支援）が必要である。

性に関すること、ましてや性犯罪衝動について、誰に話せばいいのかと途方に暮れている対象者は少なくないであろう。悩みを抱えているのは、自分ひとりだけではないだろうかと孤独を感じ、自分を責めているかもしれない。

　そのような中で、この社会復帰支援が、対象者の悩みを解消し、更生させ、再犯をさせない、そして、子どもが性犯罪被害に遭わないという本条例の目的に適った役割を果たせているのなら、社会復帰支援に携わってきた者としてこれ以上うれしいことはない。

　また、性加害の不安を抱えている人がいるならば、どうか、似た悩みを抱え、服役し罪を償い、社会に戻ってから、再犯せず、自分の人生を立て直し、意味あるものにしようと努力している人たちがいることを知ってもらいたい。

性加害の問題を抱えている人たちと、そうした人たちを支えようとする人たちにとって、どうか本書が、加害行為から離れ、自分の人生も他の人たちの人生も尊重した生き方を続けていく助けとなりますように。

**第三章　社会復帰支援制度の今後の課題**

社会復帰支援制度は、「社会復帰による再犯防止」を掲げ、『性犯罪を繰り返させない』、『子どもを性犯罪被害に遭わせない』ため、対象となる性犯罪を行った者のうち、希望者に対して支援を行うものであるが、より多くの対象者を支援につなげていくためには、いかにして対象者に、その前提となる住所等の届出義務を履行させるかにある。

■　制度の正確な周知　■

第一章でみたとおり、平成30年1月1日から同年6月30日の期間内に大阪刑務所等における仮出所者及び満期出所者で、かつ、住所等の届出義務を有すると見込まれた者のうち、実際に大阪府に対して届出を行った者の割合は約６割に留まっている（6ページ4.(4)参照）。

大阪府ではホームページ等での広報や、全国の刑事施設等に協力を依頼するなどして、届出義務について周知に努めているものの、出所者に関する情報を国から地方公共団体に対して提供される制度がないために、実態として届出は対象者の自主性に委ねられている。

他方で、第二章でのインタビュー調査結果では、「当初『支援を受けることは義務』、『受けないと仮出所が取り消される』と思っていた」といった誤った認識を持っていた者が複数名存在したことが明らかになり（13ページ1.(1)参照）、誤解を生じさせないよう正しく制度教示を行うことの重要性が改めて認識できた。

対象者の自主性に委ねられている届出を確実に履行させるには、対象者に制度を正しく理解してもらうことが大切であり、そのため、わかりやすい説明資料を作成するなどして、今後も刑事施設等における的確・適切な制度教示について協力を求めていき、届出率を向上させていく必要がある。

第二章では、社会復帰支援員に委嘱している臨床心理士、ソーシャルワーカー等の専門家が、支援を受けた対象者に対するインタビュー調査や数的データを基に、社会復帰支援制度の効果などについて専門的見地から分析を行った。

インタビュー調査では、社会復帰支援を受けたことについて肯定的な意見がほとんどであり、当初は懐疑的であった者も継続的に支援を受けている間に肯定的に変化したことが分かった（14～15ページ1.(２)参照）。そして、支援を継続して受けている＝再犯していない（拘束されていない）と分かることから、社会復帰支援を受けている者に関しては支援の有効性が確認できた。

しかし、第一章でみたとおり、住所等の届出を行った者のうち、社会復帰支援を受けた対象者の割合は約４割であり（８ページ 5.(3)①②参照）、残り約６割の者は社会復帰支援を受けていないという状況にある。社会復帰支援を受けるかどうかは、本人の自由意志であるから、強制することはできないが、いかにして支援を受ける者を増やしていくかという課題が浮かび上がった。

■　早期の訪問等　■

第二章の「４．社会復帰支援を受けていない対象者の特徴」から、刑期満了日から届出までの期間、また、届出受理から届出内容の確認のための訪問までの期間が長くなれば支援を受けていない傾向が高いことが認められた（１9ページ1.(３)①②参照）。したがって、届出受理後は、届出者と日程を調整の上、早期の訪問等により届出者と接触することが重要である。

■　運用方法　■

また、社会復帰支援を受けていない理由として、多くの者が「仕事が忙しい」ことを挙げている（11ページ5.(3)⑥参照）。

大阪府では、平成30年10月末現在、支援員11名の体制で、可能な限り柔軟に対応し、社会復帰支援制度を運用しているが、支援を受けている対象者とカウンセリングの面談の日程調整でさえも、希望日時の重複等があり、なかなか難しいのが実情である。

こうした状況にあって、仕事で忙しいという対象者が支援を受けられるよう、また、受けやすくするためには、今後、「面談」だけでなく、「電話」や「メール」によるカウンセリングなど、対象者の事情に合わせた社会復帰支援の実施を検討していく必要がある。

また、支援を受けていない対象者については、その対象者の家族への働き掛けを行って、社会復帰支援制度についての理解を深めてもらい、家族から本人に社会復帰支援を受けるよう勧めてもらうことも必要と考えられる。

社会復帰支援をより効果的に実施するためには、インタビュー調査の結果等から、次のような課題も認められた。

■　支援期間経過後のフォローアップ　■

制度運用から５年が経過し、支援の期間である５年満了を迎えた対象者が出てきている。対象者49名が支援を受けた期間は、３年未満で約９割を占めている（10ページ5.(3)④参照）が、インタビュー調査の結果、支援期間の５年経過後も必要なときに支援を受けられるようにして欲しいと希望している者もいた。よって、支援期間の５年が妥当か否かは別として、支援期間経過後、彼らに性衝動が起きた場合のフォローアップについて、今後、検討する必要がある。

■　家族等へのアドバイス　■

再犯防止のためには、対象者本人への支援が最も大切であることはいうまでもないが、周囲の者による支えも重要である。また、再犯のおそれで悩んでいる家族等もいると思われる。そこで、対象者と接する機会の多い家族等による支えも視野に入れ、希望する家族等にはアドバイス等の支援を行うことも今後、検討していく。

社会復帰支援制度は、再犯防止の実効性の面からすれば、国主導により全国一律で実施されることが望ましい。しかし、現時点においては、大阪府単独の取組みに留まっており、国等との情報共有についても困難な状況にある。

■　国からの情報提供　■

大阪府が単独で取り組んでいるこの制度は、個人情報保護の観点等から、国や他の関係機関と情報を共有し、連携を図ることが非常に難しい。特に、対象者の再犯率について国（法務省）から情報を取得することができず、現状では、支援を継続して受けている者が、実態として再犯していない（拘束されていない）と分かるに留まっている。（なお、条例施行後、これまでのところ、支援を受けた対象者49名から再度の届出受理はない。）

また、社会復帰支援を開始するに当たって、多くの対象者が服役中や保護観察中に受講した『性犯罪者処遇プログラム』に関する情報の提供を受けることができれば、その内容を踏まえた継続的で効果的な支援を行うことが可能になると考えられる。

第二章で考察した結果のとおり、社会復帰支援には再犯の抑制効果が認められると言えることから、大阪府では、今後とも国に対して地方への情報提供をはじめとする再犯防止対策の推進を要望するとともに、前記の課題について取り組み、社会復帰支援制度をより効果的・発展的に運用していくことができるよう努めてまいりたい。

**大阪府の社会復帰支援制度～これまでの5年、これからの5年**

　　　　　　　　　　大阪府社会復帰支援に係る専門員・社会復帰支援員

藤岡　淳子（大阪大学大学院　教授）

この制度が始まる前には、「刑務所を出所し、刑期を終えた人に、住所を届けさせるなど人権侵害にあたるのではないか？なぜ性犯罪者だけなのか？正直に届ける出所者がいるのだろうか？」と疑問符ばかりだった。

ただ、当初は、「届出」だけだった本制度が、「届出＋支援」とすると聞いた際に、監視だけでなく、支援を加えると再犯率を20％低下させているというデータが外国の研究にあることから、挑戦する意味があるかもしれないと考えた。

多くの反対意見があった本制度を実現し、5年間運用し、その効果を示すに至った関係者のみなさんのご尽力に敬意を表する。

刑務所内の「性犯罪再犯防止教育」に助言者として参加して、刑務所に何度も入っている受刑者たちの話を聞いていると、一筋縄ではいかないことを実感する。教育の中心的課題は、自身の性犯罪のパターンを明らかにさせ、介入手段を考えることにあるのだが、ある受刑者は、「自分は、調子が悪くなると、警察官にちょっかいかけるようになる。警察官に疑われているように感じて、捕まえられるもんなら捕まえてみろ、と挑発したくなる」というのである。他の参加者たちも「その気持ちわかる。俺も捕まった時、負けた気がしてとても悔しかった。次は出し抜いてやるって思う」などと言う。累犯の人たちは、世間やその代表としての警察官に対する反発、反感といったものを強く持っていることも多い。そういう人たちが、「届出してください。『支援』も受けられます」と言われたとして、すんなり届出したり支援を受けたりするようには思えない。

というわけで、支援制度が開始されてから、予期に反してかなりの数の出所者たちが、定期的に支援に通ってきたことに、筆者としては驚いた。こうした指導や支援に通っている人たちの再犯リスクは、そうではない人たちに比べて有意に低いことは研究上分かっている。

支援を受けている人が、届け出た人の約40％という数字が高いのか低いのかは意見が分かれるところであろうが、インタビュー調査でも語られているように、「最初は疑っていたが、来てみたら案外話しやすくて、役にも立ちそう」ということで通い続けている人たちが少なからずいることは事実である。これも対応する職員や支援員たちの温かく熱意ある対応の賜物であろう。

現時点では、対象者数も少なく、何より対象者たちの再犯の有無を確実に知る方法がないため再犯率の低下を実証することができないことは残念であるが、一人でも多くの人々とつながることが、犯罪行動から離れていくための極めて重要な要素の一つであることは世界中の研究者たちの認めるところであり、本制度は最先端の研究成果に即した実践であると考えている。

5年あまりの実施を経て、次の5年を見据えていくために今回の分析結果がある。開始当初から、出所者のうちどれくらいの人々が実際に届け出をしているのか明確ではないこと、またどのくらいの対象者が再犯したかについての情報を得られないことなど、この制度の効果を評価するうえでの重要なデータが大阪府では得られないことが限界の一つとなっている。今後、国の機関との連携を進めていく仕組みを作っていくことが重要であろう。関係機関の人々や当事者たちにも本制度について知ってもらい、安心して利用してもらえるよう一層努力して欲しい。

今一つは、国において甚大な悪影響をもたらす性犯罪に対し被害者を減らすための施策の一つとして、性犯罪者が無料でカウンセリングを受講することができるようにすることが計画されるなど、国全体での再犯率低下のための取組みが進みつつある今、大阪府はこれまでの経験を踏まえて、家庭や学校、地域社会に向けて、人々の性被害・性加害についての適切な理解を促進するための情報の提供、予防教育にも取り組んでいくことを期待している。